

注 意 事 項

- 1 試験開始時刻 10時00分
2 試験科目別終了時刻

試験科目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1科目	11時20分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1科目	11時40分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2科目	13時00分

- 3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目	問題(解答)数					試験問題ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
伝送交換主任技術者	法規	6	7	7	7	6	1~13
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	14~25
線路主任技術者	法規	6	7	7	7	6	1~13
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	26~37

- 4 受験番号等の記入とマークの仕方

- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
(2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
(3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
1	●	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生 年 月 日									
年 号	5	0	0	3	0	1	年	月	日
平成	○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭和	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大正	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 5 答案作成上の注意

- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
(2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
(3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
(4) 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
伝送交換主任技術者は、 『伝 送 交 換』
線路主任技術者は、 『線 路』

- 6 合格点及び問題に対する配点

- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
(2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

- 7 登録商標などに関する事項

- (1) 試験問題に記載されている会社名又は製品名などは、それぞれ、各社の商標または登録商標です。
(2) 試験問題では、® 及び ™ を明記していません。
(3) 試験問題の文中及び図中などで使用しているデータは、すべて架空のものです。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する用語について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

電気通信とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音声又は映像を送り、伝えること及びそれらの情報の処理を行うことをいう。

電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路をいい、その他の電氣的設備は含まない。

電気通信業務とは、電気通信事業者の行う事業の運営に係る業務をいう。

電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

- (2) 次の文章は、電気通信事業法に規定する電気通信主任技術者について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、事業用電気通信設備の (イ) に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

<(イ)の解答群>

適正かつ合理的な運営

工事、維持及び運用

公平かつ安定的な提供

修理、改造又は制限

- (3) 次の文章は、電気通信事業法の目的について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、①その施設を确实かつ円滑なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、②電気通信事業の計画的な運営を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、③公共の福祉を増進することを目的とする。

同法に規定する内容に照らして、上記の①～③の下線部分の語句は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

- ①のみ正しい ②のみ正しい ③のみ正しい
①、②が正しい ①、③が正しい ②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい ①、②、③いずれも正しくない

- (4) 次の()、()の文章は、電気通信事業法に規定する重要通信の確保について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

() 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。 (工) のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様とする。

() ()の場合において、電気通信事業者は、 (オ)。

<(工)、(オ)の解答群>

- 人命の救助 公共の利益 治安の確保 公共の福祉
総務大臣の命令により、電気通信業務の一部を停止しなければならない
総務大臣の命令により、すべての電気通信業務を停止しなければならない
総務省令で定める基準に従い、期間を限定して、すべての電気通信業務を停止することができる
必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる

(5) 次の()~()の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信事業者が電気通信事業の用に供する電気通信設備の技術基準で確保すべき五つの事項について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- () 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- () 電気通信役務の①提供が均一であるようにすること。
- () ②通信の秘密が侵されないようにすること。
- () 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその③機能に障害を与えないようにすること。
- () 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (カ)。

<(カ)の解答群>

- ①のみ正しい ②のみ正しい ③のみ正しい
- ①、②が正しい ①、③が正しい ②、③が正しい
- ①、②、③いずれも正しい ①、②、③いずれも正しくない

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の()、()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信設備の故障により重大な事故が生じたときに総務大臣へ報告すべき事項について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- () 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であって、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 当該電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が①3万以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)
 - (b) 当該電気通信役務の提供の停止時間が②3時間以上のもの
- () 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が③2時間以上不能となる事故

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

- ①のみ正しい ②のみ正しい ③のみ正しい
- ①、②が正しい ①、③が正しい ②、③が正しい
- ①、②、③いずれも正しい ①、②、③いずれも正しくない

- (2) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、国際電気通信業務を利用する公衆の権利について述べたものである。同憲章に規定する内容に照らして、内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、 (イ) 及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる (ウ) 又は特恵も与えることなく同一とする。

<(イ)、(ウ)の解答群>

個人的利益	優先権	収益	私報
料金	特典	既得権	報酬

- (3) 次の文章は、電波法に規定する目的外使用の禁止等の中で、無線通信が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用される場合の通信について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (エ) である。

<(エ)の解答群>

船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う遭難通信

船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う緊急通信

船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う安全通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、水道、ガス等のライフラインの復旧のために行う非常通信

- (4) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、電子署名について述べたものである。同法律の規定に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電子署名及び認証業務に関する法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次のA、Bのいずれにも該当するものをいう。

- A 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
B 当該情報について署名が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

同法律に規定する内容に照らして、上記のA、Bの文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

A、Bいずれも正しい

A、Bいずれも正しくない

- (5) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、アクセス制御機能の定義について述べたものである。同法律に規定する内容に照らして、内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。(2点×2=4点)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特利用を自動的に制御するために当該特定利用に係る (カ)によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号(識別符号を用いて当該 (カ)の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。)であることを (キ)して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

<(カ)、(キ)の解答群>

利 用

アクセス認証者

一 致

パスワード認証

作 動

アクセス管理者

確 認

特定利用者

- (1) 次の文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、資格者証の交付、訂正、再交付及び返納について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、所定の様式の申請書に当該資格者証及び変更の事実を証明する書類を添えて総務大臣に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

資格者証の交付を受けている者は、資格者証の訂正に代えて、資格者証の再交付を受けることができない。

資格者証の交付を受けている者は、資格者証を汚し、損じ又は失ったために再交付の申請をしようとするときは、所定の申請書に当該資格者証(資格者証を失った場合を除く。)を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

電気通信事業法の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から10日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後、失った資格者証を発見したときも同様とする。

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」におけるアナログ電話用設備等の故障の検出について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備は、電源停止、 (イ) の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通信回線設備を維持し、又は (ウ) 機能を備えなければならない。

<(イ)、(ウ)の解答群>

無停電電源装置	共通制御機器	整流装置	交換設備
伝送設備	保安装置又はこれと同等の保安設備		
運用する者に通知する	試験機器に接続する		
事業用電気通信回線設備の動作の開始及び終了の制御を行うための			

(3) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する用語について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A アナログ電話用設備とは、事業用電気通信設備のうち、交換設備又は伝送設備において処理する信号の形態がすべてアナログ信号であるものをいう。
- B インターネットプロトコル電話用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、主として交換設備をインターネットプロトコルを利用して端末設備に接続し、音声又は符号の伝送役務の提供の用に供するものをいう。
- C 直流回路とは、電気通信回線設備に接続して電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (エ)。

<(エ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(4) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」における有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、次の()～()に適合するものでなければならない。

- () 事業用電気通信回線設備と有線テレビジョン放送施設のうち事業用電気通信設備規則第4条第2項第2号の線路以外の有線電気通信設備(以下「有線テレビジョン放送設備」という。)との責任の分界を明確にするため、有線テレビジョン放送設備との間に分界点(以下「分界点」という。)を有すること。
- () 分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離せること。
- () 分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の (オ)を確認できる措置が講じられていること。
- () 利用者が端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子(有線テレビジョン放送法施行規則第2条第5号の受信者端子をいう。)との間の分離度は (カ)デシベル以上であること。ただし、これらが同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内にある場合は、この限りでない。

<(オ)、(カ)の解答群>

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 信頼性 | 正常性 | 利便性 | 操作性 |
| 10 | 15 | 20 | 25 |

(5) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の「他の電気通信設備との責任の分界」について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 事業用電気通信回線設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。
- B 事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない。
- C 事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の保安装置を切り替えできる措置が講じられていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (キ) 。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

問4 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における電源設備、停電対策及び誘導対策について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

事業用電気通信設備の電源設備は、平均繁忙時に事業用電気通信設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

事業用電気通信設備の電力供給に直接係る電源設備の機器(蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器と切り替えられるようにしなければならない。

事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあっては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある鳴音が発生しないように設置しなければならない。

(2) 次のA、Bの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における防火対策等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

- A 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。
- B 事業用電気通信設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る機材配備室は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA、Bの文章は、 (イ)。

<(イ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

A、Bいずれも正しい

A、Bいずれも正しくない

(3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、絶縁抵抗について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に、使用電圧が300ボルト以下の場合にあっては、 (ウ) メガオーム以上であり、300ボルトを超え750ボルト以下の直流及び300ボルトを超え600ボルト以下の交流の場合にあっては、 (エ) メガオーム以上の絶縁抵抗を有しなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

0.1

0.2

0.3

0.4

0.5

1

2

3

4

5

(4) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 移動電話用設備とは、電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において2線式の接続形式でアナログ信号又は電波を使用するものをいう。
- B デジタルデータ伝送用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により、専ら符号又は映像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。
- C 専用通信回線設備等端末とは、端末設備であって、専用通信回線設備又はアナログ電話用設備に接続されるものをいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

(5) 次の()、()の文章は、端末設備等規則に規定する安全性等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 端末設備は、事業用電気通信設備から漏えいする通信の内容を意図的に (カ)する機能を有してはならない。
- () 通話機能を有する端末設備は、通話中に受話器から過大な (キ)が発生することを防止する機能を備えなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>			
切 断	雑 音	変 更	音響衝撃
記 録	反 響	識 別	遠端漏話

(1) 次の()、()の文章は、有線電気通信法に規定する、設備の改善等の措置について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法第5条の (ア) に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。
- () 総務大臣は、有線電気通信法第3条(有線電気通信設備の届出)第2項に規定する有線電気通信設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、上記()の規定によるほか、その設備につき (イ) の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

<(ア)、(イ)の解答群>

設備の概要	技術基準	設備の検査	利用の公平
事業の用	使用の態様	通信の秘密	設置の場所

(2) 次のA～Cの文章は、有線電気通信法に規定する事項について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 有線電気通信法は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、電気通信事業の発展に寄与することを目的とする。
- B 有線電気通信設備を設置しようとする者は、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及び設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- C 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

同法に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (3) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する、使用可能な電線の種類、通信回線の平衡度及び線路の電圧等について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同令に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (工) である。

<(工)の解答群>

有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000ヘルツの交流において58デシベル以上でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、100ボルト以下でなければならない。ただし、電線としてケーブルのみを使用するとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス10デシベル以下、高周波であるときは、プラス20デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

- (4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の高さについて述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

A 架空電線の高さは、架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から3メートル以上でなければならない。

B 架空電線の高さは、架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から6メートル(車両の運行に支障を及ぼすおそれがない高さが6メートルより低い場合は、その高さ)以上でなければならない。

C 架空電線が道路上にあるときは、横断歩道橋の上にあるときを除き、路面から6メートル(交通に支障を及ぼすおそれが少ない場合で工事上やむを得ないときは、歩道と車道との区別がある道路の歩道上においては、2.5メートル、その他の道路上においては、3.5メートル)以上でなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(力)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、 (力) である。

<(力)の解答群>

架空強電流電線(当該架空電線の支持物に架設されるものを除く。)の使用電圧が低圧であるときは、架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、30センチメートル以上とすること。

架空強電流電線(当該架空電線の支持物に架設されるものを除く。)の使用電圧が高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、50センチメートル以上とすること。

架空強電流電線(当該架空電線の支持物に架設されるものを除く。)の使用電圧が高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブル以外の強電流電線であるときは、架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、1メートル以上とすること。

架空強電流電線(当該架空電線の支持物に架設されるものを除く。)の使用電圧が35,000ボルト以下の特別高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、2メートル以上とすること。